

令和3年度

登米市環境報告書

(登米市環境基本計画年次報告書)



登米市環境キャラクター

～ あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ～

令和5年3月

宮城県登米市

<目 次>

◆令和3年度登米市環境報告書について 1

第1章 環境基本計画について

1 登米市環境基本計画の策定	1
2 施策の体系	2
3 指標及び目標の進捗状況	3

第2章 基本目標毎の本市の主な取り組み

1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）	
(1) 平筒沼（いこいの森）環境保全活動	4
①バス・ヒシの刈取事業	
②いこいの森保全活動	
(2) 開発行為の指導	5
(3) とめ生きもの多様性プランの推進	5
(4) 有害鳥獣駆除事業	6
(5) 環境保全米の作付け	6
(6) 森林整備の推進	6
2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち（生活環境）	
(1) 公害苦情処理	7
(2) 市内の河川等水質	7
(3) 生活排水処理・下水道整備状況	8
(4) 自動車騒音常時監視	9
(5) 空間放射線量測定	10
①消防署・消防出張所	
(6) 環境パトロール	10
(7) 不法投棄防止対策	11
(8) 飼い犬のウンチ公害防止	11
①愛犬と飼い主のマナーアップ講座	
②犬のウンチ公害防止看板設置	
(9) アメリカシロヒトリ駆除対策事業	12
(10) ごみの種類別排出量・市民1人1日当たりのごみ排出量	13
(11) ごみ集積所設置費補助事業	14
(12) 資源ごみ回収報奨金交付事業	14
(13) 廃食油の回収	14

3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち（地球環境）	
(1) グリーン購入の推進	15
(2) 第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画	16
①計画策定の背景と目的	
ア 計画策定の背景	
イ 計画に掲げる目標（長期）	
②計画に掲げる目標（短期）と排出状況の推移	
(3) 登米市地球温暖化対策率先実行計画	17
①地球温暖化対策率先実行計画とは	
②温室効果ガスの総排出量に関する目標	
③令和3年度実績	
ア 二酸化炭素排出量の削減状況	
イ 二酸化炭素排出量の算定	
(4) 登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業	19
(5) みやぎ環境交付金事業	19
4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）	
(1) 環境教育	20
①登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	
②登米市クリーンセンター	
③環境教育リーダー育成講座	
④環境出前講座	
(2) 各地域における一斉清掃及びクリーンキャンペーン	23
①一斉清掃	
②伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン	
(3) 登米市環境市民会議	23
5 普及啓発	
(1) 登米市環境キャラクター	24

◆令和3年度登米市環境報告書について

環境報告書は、登米市環境基本条例第10条に基づき、本市が取り組んできた環境配慮に関する取組状況についてお知らせし、市民のみなさまとの環境コミュニケーションを促進していくことを目的に、第二次登米市環境基本計画に基づく各施策の年次報告書として、令和3年度実績を取りまとめたものです。

第1章 環境基本計画について

1 登米市環境基本計画の策定

登米市環境基本条例に基づいて、平成20年3月に策定した「登米市環境基本計画」(第一次計画)の計画期間終了に伴い、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「第二次登米市環境基本計画」を平成28年3月に策定しました。

<令和7年の登米市の姿>

環境基本計画は、登米市総合計画の環境分野の計画でもあることから、登米市総合計画で定める将来像を第二次環境基本計画の目指す将来像とします。

基本理念及び将来像に向けて、健全で持続可能な地域をつくり、暮らしやすく、いつまでも住み続けたいと思える豊かな地域環境を将来にわたって持続させ、先人から受け継いだ文化や暮らしを未来に引き継いでいきます。

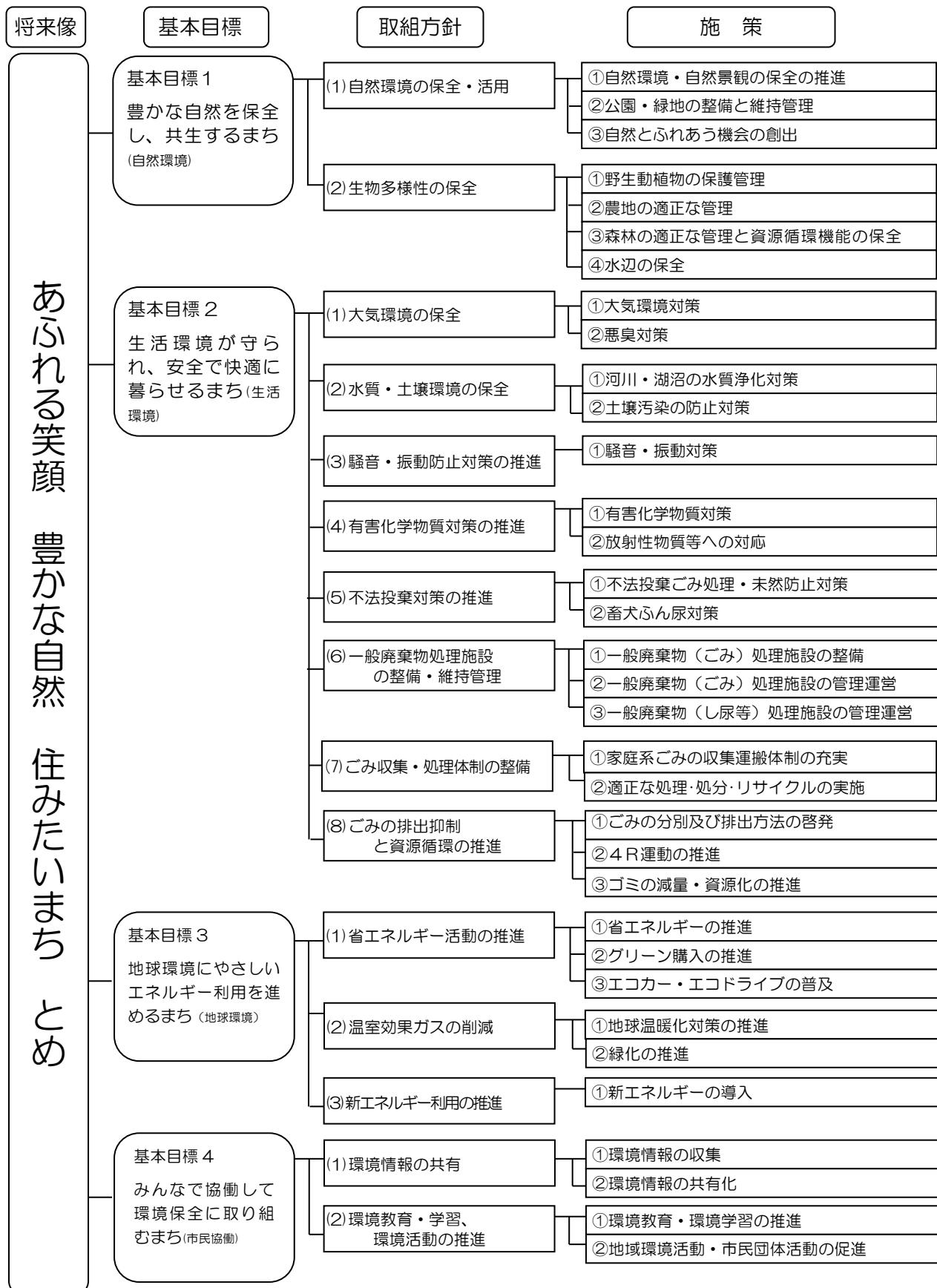
また、省エネルギー、新エネルギーの一層の普及など低炭素社会、環境負荷の低いまちづくりを目指します。

登米市の目指す将来像

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ

2 施策の体系

登米市の将来像の実現に向けた取組体系を以下に示します。



3 指標及び目標の進捗状況

基本目標	指標項目	指標の説明	実績				目標(7年度)
			(26年度)	(2年度)	前年度比較	(3年度)	
基本目標1 (自然環境) まち豊かな自然を保全し、共生する	自然が豊かと感じる市民の割合	アンケート調査による市民の自然が豊かと感じる割合(平成18年度58%)	63%	-	-	-	70%
	外来生物駆除作業を実施した箇所数	外来生物の駆除作業を実施した沼やため池の箇所数	1箇所	1箇所	↗	2箇所	3箇所
	環境保全米の作付面積の割合	環境保全米の作付したは場の面積割合		1箇所	↓	1箇所	
	森林の間伐面積	森林管理で年間に間伐する面積	191 ha	187ha	↘	147ha	550 ha
基本目標2 (生活環境) 暮らし生活する環境が守られ、安全で快適に	公害相談件数	煙害(野焼き)・悪臭・粉塵・騒音・振動に対する公害相談の件数	21件	30件	↗	21件	10件
	市内湖沼の平均COD濃度	市内4沼(伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼)COD(化学的酸素要求量)の平均値	7.4 mg/L	9.1 mg/L	→	9.1 mg/L	6.0 mg/L
	不法投棄処理件数	環境パトロールによる不法投棄処理件数	291件	244件	↗	59件	210件
	市民1人1日当たりのごみ排出量	ごみ総排出量を人口及び365日で除した割合	812g/人/日	880g/人/日	↗	875g/人/日	650g/人/日
	ごみの再資源化率	回収資源及びごみ処理に伴う抜き取りした資源化量をごみ総排出量で除した割合	25.10%	20.70%	↗	23.60%	30.00%
基本目標3 (地球環境) ちからで地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるま	市の事務事業から排出される温室効果ガス削減率	市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減割合	(排出量30,323t-CO2)	(排出量25,391t-CO2)	↗ 平成26年度比 16.27%削減	(排出量23,040t-CO2) 平成26年度比 24.02%削減	(排出量28,807t-CO2) 平成26年度比 5%削減
	グリーン購入を導入した事業所数	アンケート調査結果によるグリーン購入を導入した事業所数(平成18年度20事業所)	24事業所	-	-	-	40事業所
	市民参加の新たな森林づくりの植樹面積	市民参加の新たな森林づくりで植樹した延べ面積	0.7 ha	4.49ha	↗	4.99ha	7 ha
	太陽光発電システムの設置件数	太陽光発電システム(10kw未満)の累計設置件数(資源エネルギー庁統計データ)	1,509件	2,498件	↗	2,635件	2,500件
基本目標4 (市民協働) まちで組んで環境保全	環境保全活動に取り組む団体数	自ら目標を定めて環境保全活動に取り組む団体数	11団体	19団体	→	19団体	50団体
	環境保全に関する研修会や講演会等への参加者数	市民を対象とした環境保全に関する研修会や講演会等への年間参加者数	100人	0人	→	0人	250人
	環境教育リーダーの登録者数	環境教育リーダーの登録者数	27人	30人	→	30人	50人
	コミュニティ組織による環境保全活動の実施団体数	コミュニティ組織による環境保全の活動に取り組んだ延べ団体数	2団体	2団体	→	2団体	9団体

【前年度比較の矢印の意味】

- ↗ : 前年度と比較して増加、上昇している(目標達成に向けて前進)
 → : 前年度と比較して変化なし
 ↘ : 前年度と比較して減少、低下している(目標達成に向けて後退)
 - : 比較することができない

第2章 基本目標毎の本市の主な取り組み

1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）

（1）平筒沼（いこいの森）環境保全活動

平筒沼は、昆虫類が多数生息する他、オオハクチョウやヒシクイの渡来地となっています。また、平筒沼いこいの森では、県内唯一の原生状態に近いアカシデ自然林が確認されるなど、学術的大変貴重な森であることから、市独自の条例を制定し、自然環境保全地域に指定しています。

これらの自然環境を守るため、吉田コミュニティ運営協議会が中心となって、沼の生態系の保全や水質改善を目的とした「登米市平筒沼水・いきもの保全隊」や、いこいの森を巡回する「平筒沼いこいの森見守り隊」を結成し、市民協働による環境保全活動に取り組んでいます。

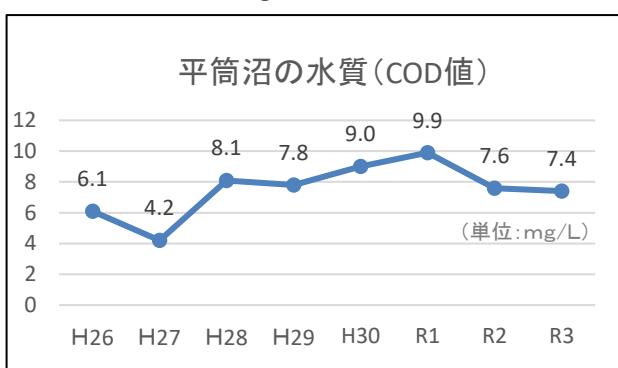
① ハス・ヒシの刈取事業

近年、平筒沼ではハスやヒシが過剰繁茂し、沼に生息する生物への影響や、枯死体が沼底に堆積することによる水質悪化が懸念されています。

「登米市平筒沼水・いきもの保全隊」は、平成25年度から手作業によるハスやヒシの刈取作業を実施しています。このような活動を継続的に行うことによって、沼の水質改善と生態系の保全が期待されるとともに、景観の向上が図られています。

令和3年度は、ハスやヒシの刈取作業を9回、モニタリング調査を4回実施し、前年度と比較して、COD値が下がっており、水質の改善がみられました。

■平筒沼の水質に係るCOD値推移
(B類型基準：5.0mg/L以下)



② いこいの森保全活動

「平筒沼いこいの森見守り隊」は地域住民の有志で組織され、月4回程度遊歩道を巡回しながら不法投棄や倒木の確認、盗掘の防止など、平筒沼いこいの森の貴重な自然環境を保全する活動を行っています。



(2) 開発行為の指導

一定規模（3,000m²）以上の土地開発事業については、自然破壊の防止と緑地の適正な保全を図るため、開発区域の3%以上の面積の緑地を確保するよう事業者に対して指導をしています。（登米市開発指導要綱第19条）

■3,000m²以上の開発協議案件
(令和3年度)

案件区分	件数
太陽光発電装置	4件
事務所建築等	3件



(3) とめ生きもの多様性プランの推進

本市の生物多様性に富んだ豊かな自然を守り、本来の健全な状態に近づけ、将来世代に豊かな自然を引き継ぐため、平成27年3月に「とめ生きもの多様性プラン」を策定しました。

また、登米市生物多様性推進会議において、本プランの目標を踏まえ、市内の関係主体が行う生物多様性保全の取り組みの進捗状況を把握し、その時々の社会情勢の動向を踏まえて、必要に応じて指標や数値目標等の見直し等を行ってきましたが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見合わせました。



登米市の主な自然環境



北上川(東和町)



旧迫川(米山町)



伊豆沼(追町)



長沼(追町)



平筒沼(米山町)



横山不動尊の自然林(津山町)

(4) 有害鳥獣駆除事業

野生鳥獣による農作物の被害が増加している事態に対処するため、野生鳥獣保護との調和をとりながら農作物に及ぼす被害防止対策を推進するとともに、鳥獣被害対策実施隊と連携しながら、有害鳥獣による農作物への被害軽減のための捕獲を実施しています。

■有害鳥類捕獲数

鳥獣の種類	捕獲数
カラス	593羽
カルガモ	107羽
スズメ	181羽
ドバト	5羽
キジバト	65羽
サギ類	0羽

■有害大型獸類捕獲数

有害捕獲	捕獲数
ニホンジカ	25頭

■有害小型獸類捕獲数

小型獸類等	捕獲数
タヌキ ハクビシン	19頭

(5) 環境保全米の作付け

登米市における環境保全米づくりは、全国的にトップレベルとなっています。農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、今後も化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らす、安全・安心な米作りを推進しています。

令和3年度における環境保全米の作付け面積は、前年度に比べ604haの減少となっておりますが、これは農業者の離農や高齢化により、地域の担い手に作業等が集積し、作業に時間をする環境保全米の栽培について、面積を維持・拡大できなかったものと見込まれます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
環境保全米作付け面積 (ha)	7,912	8,000	7,999	7,794	7,190
水稻作付け面積 (ha)	9,863	10,056	10,133	10,071	9,344
環境保全米作付け率 (%) ※	80.22%	79.55%	78.94%	77.39%	76.95%

※環境保全米作付け面積／水稻作付け面積

■環境保全米とは

化学農薬や化学肥料を一切使わないJAS有機栽培米、化学農薬の散布量を1/2以下及び田んぼで化学肥料を使わない環境保全米Bタイプ、化学農薬・化学肥料からなるチップ成分量を通常栽培の1/2以下にし環境保全米Cタイプを総称するものです。

(6) 森林整備の推進

森林経営計画に基づき、計画的に間伐等の適正な森林施業を行い、健全な森林の育成と経営管理に努めています。

また、適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林を認証する国際的な森林認証制度であるFSC森林認証を登米市市有林が平成28年12月13日に取得しています。

【令和3年度実績】

造林12.76ha、下刈36.17ha、間伐28.67ha、更新伐8.60ha他

■広葉樹林の整備面積等

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
広葉樹林の整備面積（累計）	96.5ha	106.5ha	116.5ha	116.5ha	116.5ha
間伐面積（年間）	315.0ha	430.5ha	182.3ha	237.5ha	251.7ha
造林面積（年間）	23.0ha	38.4ha	34.1ha	45.8ha	46.2ha

2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち（生活環境）

（1）公害苦情処理

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号） 第49条では、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めることが定められています。

本市においても、公害苦情相談窓口を設け、住民からの苦情に対して必要な調査を行うとともに、関係機関と連携して当事者に対し改善措置の指導、助言を行うなど、苦情の受け付けから解決に至るまで一貫した対応を行っています。

■公害苦情処理件数

年度	大気汚染	騒音	悪臭	水質汚濁	その他	計
令和3年度	5件	8件	7件	6件	11件	37件

（2）市内の河川等水質

市内には北上川、迫川など大小32の河川と伊豆沼、長沼など6つの湖沼があります。これらの貴重な水資源を保全することを目的として、市内河川6か所と湖沼2か所の水質検査を実施しました。

河川6か所については、複数の項目で環境基準を満たしていますが、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）又はSS（浮遊物質量）で基準値を超える箇所がみられ、大腸菌群数はすべての箇所で基準値を超えていました。

湖沼2か所については、COD（化学的酸素要求量）以外の項目で環境基準を満たしています。

また、北上川、迫川や伊豆沼、長沼については宮城県が通年にわたって水質検査を行い、環境基準の達成状況を評価しています。

■河川湖沼水質調査結果

※網掛け：基準値を超える箇所

	令和3年8月				令和3年11月				環境基準 河川B類型	
	長沼川		旧迫川		長沼川		旧迫川			
	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流		
pH	7.3	7.6	7.2	6.8	7.6	7.7	7.1	6.7		
DO(mg/l)	4.7	6.2	7.5	5.2	6.2	9.2	8.5	5.7	6.5～8.5	
BOD(mg/l)	2.0	1.7	1.2	1.6	3.2	1.2	1.8	3.1	5以上	
SS(mg/l)	14	7	47	23	24	18	20	19	3以下	
大腸菌群数 (MPN/100ml)	24,000 以上	24,000 以上	24,000 以上	24,000 以上	24,000 以上	16,000	24,000 以上	24,000 以上	25以下	

環境基準 河川B類型
6.5～8.5
5以上
3以下
25以下
5,000以下

	令和3年8月							
	大萱川～南沢川		羽沢川		大閑川		鱈淵川～二股川	
	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流
pH	7.9	7.7	8.0	7.7	7.8	8.0	7.8	7.7
DO(mg/l)	9.0	8.9	9.3	9.6	9.0	8.9	8.8	11.0
BOD(mg/l)	0.5未満	1.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	21.0	
SS(mg/l)	1	6	1未満	1未満	1未満	1	1未満	24
大腸菌群数 (MPN/100ml)	16,000	5,400	3,500	16,000	9,200	24,000 以上	3,500	24,000 以上

環境基準 指定なし (河川A類型参考値)
6.5～8.5
7.5以上
2以下
25以下
1,000以下

	令和3年8月		環境基準 指定なし (湖沼B類型参考値)
	機織沼	平筒沼	
pH	7.5	8.3	6.5～8.5
DO(mg/l)	6.3	8.4	5以上
COD(mg/l)	6.3	7.4	5以下
SS(mg/l)	8	3	15以下
大腸菌群数 (MPN/100ml)	9,200	2,200	—

	【参考】県公表数値	
	伊豆沼	長沼
pH	7.6	7.5
DO(mg/l)	9.6	9.6
COD(mg/l)	13.0	9.5
SS(mg/l)	27.1	9.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,000	39,525

(3) 生活排水処理・下水道整備状況

行政人口 (人)	下水道等 整備人口 (人)	水洗化人口(人)					下水道等 整備率 (汚水処理 人口普及率)	水洗化率 (汚水衛生 処理率)
		公共下水道区域		農業集 落排水 区 域	その 他 区 域	合 計		
		下水道	浄化槽					
迫町	19,626	16,681	9,955	146	1,121	3,153	14,375	84.99%
登米町	4,505	3,685	2,111	128	0	763	3,002	81.80%
東和町	5,729	4,038	1,561	55	399	1,289	3,304	70.48%
中田町	15,283	13,232	4,846	157	4,076	2,104	11,183	86.58%
豊里町	6,226	5,862	3,827	97	328	734	4,986	94.15%
米山町	8,581	7,635	0	0	6,041	923	6,964	88.98%
石越町	4,488	3,024	1,468	65	0	905	2,438	67.38%
南方町	8,183	7,138	2,279	16	2,078	1,331	5,704	87.23%
津山町	3,007	2,611	1,682	35	0	507	2,224	86.83%
登米市	75,628	63,906	27,729	699	14,043	11,709	54,180	84.50%
宮城県	2,283,164	2,107,395	1,792,779	10,677	51,047	159,139	2,013,642	92.30%
								88.20%

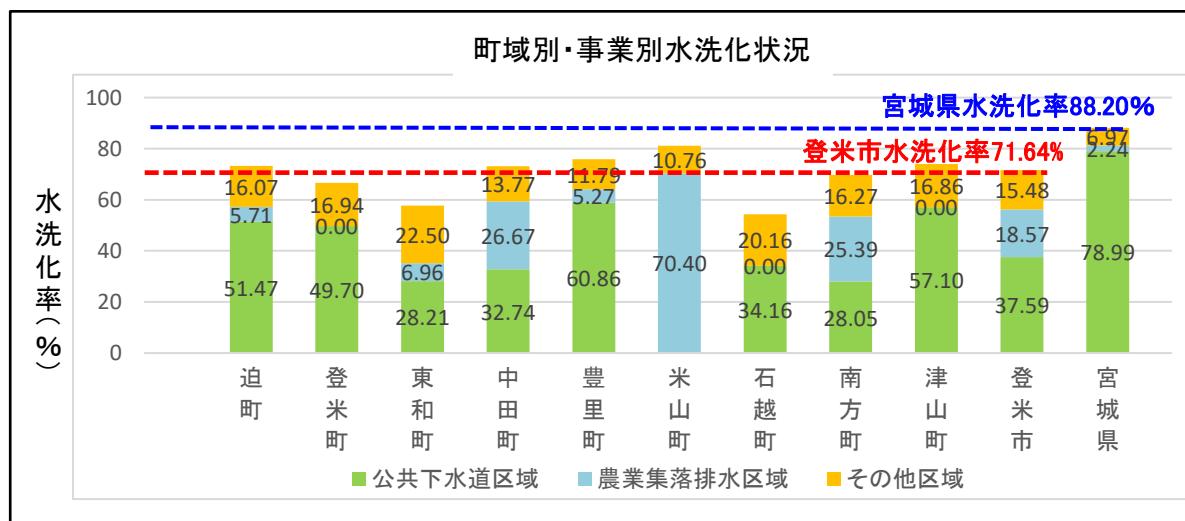
※汚水処理人口普及率・・・人口の合計に対して、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽が整備され、生活排水処理やし尿の処理が可能となった区域の人口の割合

※汚水衛生処理率・・・・人口の合計に対して、生活排水やし尿を生活排水処理施設（下水処理場、浄化槽）で衛生的に処理されている人口の割合

※宮城県の生活排水処理・・・下水道整備状況は令和元年度の状況

■ 登米市における水洗化率（汚水衛生処理率）

年度	令和3年度
水洗化率	71.64 %



(4) 自動車騒音常時監視

自動車の走行によって生じる騒音については、環境基本法に基づく環境基準が定められているほかに、騒音規制法によって要請限度（基準を超えた場合には、市長村長が公安委員会に対し道路交通法による何らかの措置をとる事が要請できる基準）が定められています。

自動車騒音評価について、平成11年度の「騒音に係る評価基準」の改正で、道路沿道の個々の住居等が影響を受ける騒音レベルを評価するよう面的評価の手法が導入されました。

本市では、15の評価区間が設定されており、各評価区間を5年（沿道状況に大きな変化がない地域は6年～10年）に一度は測定します。宮城県からの事務委譲により平成24年度から市の事務処理となり、令和3年度は3地点の測定を実施し、昼夜とも基準を達成しています。

■自動車騒音常時監視結果一覧

No.	測定路線名	測定年度	測定区間延長	評価対象戸数	基準達成戸数	昼のみ基準達成	夜のみ基準達成	昼夜とも未達成
1	一般国道346号線（佐沼）	平成30年度	0.6	17	17	0	0	0
2	一般国道346号線（佐沼）	平成30年度	1.1	129	129	0	0	0
3	一般国道346号線（佐沼～石森）	令和3年度	1.8	170	170	0	0	0
4	一般国道398号線（佐沼）	令和元年度	0.3	55	55	0	0	0
5	一般国道398号線（佐沼）	令和元年度	0.3	34	34	0	0	0
6	一般国道398号線（佐沼）	令和元年度	0.6	95	95	0	0	0
7	一般国道398号線（佐沼）	令和2年度	0.9	209	209	0	0	0
8	一般国道398号線（佐沼）	令和2年度	0.5	59	59	0	0	0
9	古川佐沼線（北方～佐沼）	令和2年度	1.9	252	252	0	0	0
10	古川佐沼線（佐沼）	平成29年度	0.8	29	29	0	0	0
11	築館登米線（佐沼）	令和3年度	1.0	127	127	0	0	0
12	築館登米線（佐沼～森）	平成30年度	0.9	123	123	0	0	0
13	米山迫線（佐沼）	平成29年度	0.7	135	135	0	0	0
14	米山迫線（佐沼）	平成29年度	0.4	84	84	0	0	0
15	中田迫線（石森～佐沼）	令和3年度	0.4	88	88	0	0	0
合 計			12.2	1606	1606	0	0	0
				100%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 評価対象戸数は、道路から概ね50mの範囲内にある住居。

※ 評価区間延長の単位はkm。昼は6時から22時、夜は22時から6時を指す。

※ 割合については、小数第2位を四捨五入しているため、4項目の合計が100%にならないこともある。

(5) 空間放射線量測定

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、その影響が広範囲にわたっていることから、市内の空間放射線量を把握するため、平成23年度より測定をしています。令和3年度は、市内の消防署及び5か所の消防署出張所を毎日測定を実施しました。教育施設等での調査は、国の「除染に関する緊急実施方針」で示された追加被ばく線量の年間1ミリシーベルト（空間放射線量率0.23マイクロシーベルト／時）を下回っているほか、生活環境における空間放射線量率は、ほぼ震災前の状況に戻っていることから、令和2年度をもって県内一律による調査は終了となりました。

測定開始時には、基準を超える数値も計測された場所もありましたが、現在では基準値以下となっています。



空間放射線測定の様子

① 消防署・消防出張所

測定機器：簡易型環境放射線モニタ（RadiPA-1000）

地表からの高：1m

名称	測定結果 (μ Sv/h)	所在地
消防署	0.05	迫町森字平柳25番地
消防署北出張所	0.04	石越町南郷字愛宕81番地
消防署東出張所	0.04	東和町錦織字子童子93番地19
消防署津山出張所	0.05	津山町柳津字谷木195番地1
消防署南出張所	0.04	豊里町十丁田1番地3
消防署西出張所	0.04	南方町堤田38番地

※令和3年度の年間平均値を表示

(6) 環境パトロール

景観保全と不法投棄対策として、市内全域において環境パトロールを実施し、不法投棄の監視、投棄されたごみの回収、また動物の死骸処理業務を行いクリーンセンターへ搬入を行いました。実施回数については、9地区を月3回を基本とし年324回実施しています。

多量・大型の不法投棄を発見した場合は、隨時、警察・保健所と連携し対応を協議した後で処理しています。

【動物の死骸処理件数】

年度	件数
令和3年度	1,105 件



【動物死骸処理出動回数】

年度	件数
令和3年度	327 回

環境パトロールによるごみの回収

(7) 不法投棄防止対策

市では、不法投棄対策として環境パトロールによる監視を実施していますが、頻度が多い場所については、各総合支所からの要望に応じて不法投棄禁止看板を設置し再発防止に努めています。

また、市が所有する不法投棄監視かメラ 4台を、人目が付きにくい市道や河川脇など不法投棄が多発する市有地に1台あたり約2~3ヶ月毎の期間で計5ヶ所に設置しました。

なお、私有地等に不法投棄されたごみの処理については、その土地の所有者（管理者）に適正な処理方法について指導をしています。

■不法投棄処理件数

年度	件数
令和3年度	59 件



不法投棄の現場

(8) 飼い犬のウンチ公害防止

① 愛犬と飼い主のマナーアップ講座

飼い主が犬の生態や習性を理解し、ルールやマナーを学びながらしつけの技術を習得するため、日本警察犬協会公認訓練士を講師に迎え、家庭犬しつけ方教室を市内3か所で開催しました。



しつけ方教室の様子（東和会場）

■愛犬と飼い主のマナーアップ講座

月 日	開催場所	受講頭数	受講者数
第1回 令和3年10月9日	吉田公民館	4 頭	9 人
第2回 令和3年10月10日	北方公民館	6 頭	13 人
第3回 令和3年10月16日	錦織公民館	4 頭	8 人
合 計		14 頭	30 人

② 犬のふん公害防止看板設置



行政区などからの申請に基づき、飼い犬の散歩時におけるふんの持ち帰りなどのマナー啓発看板を15枚配布しました。

(9) アメリカシロヒトリ駆除対策事業

アメリカシロヒトリはヒトリガ科に属する白い小型の蛾で、特に桜やクルミ等の落葉樹を好みます。繁殖力が強く、1匹の雌で800から1,000個ほど産卵し、一週間から10日ほどで孵化します。幼虫は年2回巣網を張り、植物を食い荒らします。

発生時期は通常6月中旬から7月下旬の第一化期と、8月中旬から9月下旬の第二化期の年2回に発生します。

市では、衛生組合等が駆除を実施する場合には駆除用資機材の貸出しを行っています。



アメリカシロヒトリの成熟幼虫

■令和3年度駆除実績

駆除用資機材等の貸出・薬剤交付						捕殺・薬剤散布駆除	
駆除用機械（セット動噴・農用洗浄機）		高枝切りばさみ		薬剤交付			
申請件数	台数	申請件数	本数	申請件数	数量(袋/100g)	回数	駆除箇所数
53	52	2	2	47	190	12	10



(10) ごみの種類別排出量・市民1人1日当たりのごみ排出量

ごみ減量・再資源化の指標となる「市民1人1日あたりごみ排出量」の減少を目標に、家庭系ごみの有料化制度や4R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生活用）の推進によりごみ排出量の減量及び再資源化率の向上を目指しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛により、各家庭で片付けられていなかった粗大ごみなど、クリーンセンターへの直接搬入量の増加や令和3年2月13日の福島県沖地震による災害廃棄物の搬入などによりごみの総排出量が増加したものと考えられ、市民1人1日当たりのごみの排出量が大幅に増加しています。

(単位：トン)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総排出量	24,537	24,456	24,904	24,896	24,424
前年度比	0.7%	-0.3%	1.8%	0.0%	-1.9%

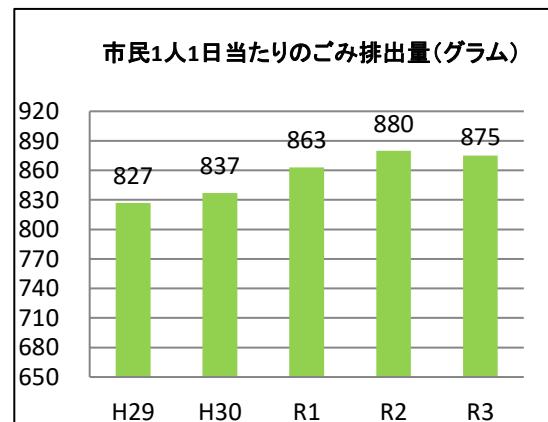
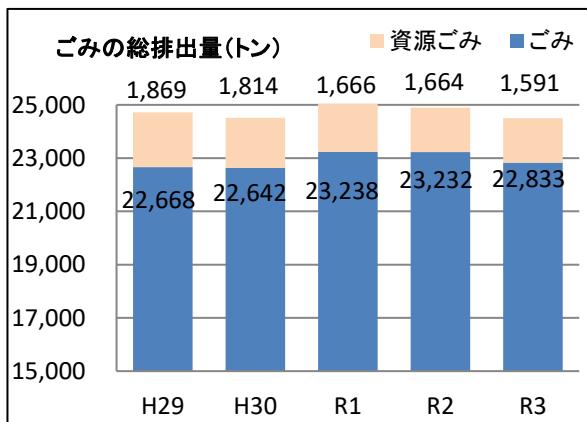
※令和元年度のごみ総排出量は、災害分を含んだ数値である。

(内訳)

(単位：トン)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃やせるごみ	19,205	19,074	19,566	19,328	19,660
燃やせないごみ	1,815	1,993	1,782	1,523	1,260
粗大ごみ	1,351	1,271	1,583	2,099	1,669
埋立ごみ	297	304	307	282	244
資源ゴミ	1,869	1,814	1,666	1,664	1,591
① 新聞・広告	384	375	331	311	342
② 雑誌・古本	196	176	183	204	164
③ 段ボール	209	205	184	217	216
④ 紙パック	2	2	2	2	2
⑤ 紙製容器包装	7	7	6	7	8
⑥ ビン類	557	529	494	466	445
⑦ かん類	155	141	150	149	144
⑧ ペットボトル	153	144	136	145	147
⑨ 布類	48	47	46	52	47
⑩ スプレー缶	8	8	8	8	7
⑪ プラボトル容器	14	15	13	16	19
⑫ プラスチック製キャップ	8	8	7	5	8
⑬ 小型の金属類	4	3	3	4	6
⑭ 集団資源回収	84	71	76	55	14
⑮ 廃食油	25	24	24	19	19
⑯ トレー（店頭）	11	11	0	0	0
資源化による残さ	4	48	3	4	3
ごみ総排出量（再掲）	24,537	24,456	24,904	24,896	24,424
市民1人1日当たりのごみ排出量（グラム）	827グラム	837グラム	863グラム	880グラム	875グラム

※市民1人1日当たりのごみ排出量：ごみ総排出量÷総人口÷年間日数



(11) ごみ集積所設置費補助事業

環境美化意識の高揚と計画的なごみ収集を促進するため、ごみ集積所を新設又は全面改築する行政区等に対し、補助金を交付しました。このことにより、ごみ集積所周辺の生活環境が保全され、併せてごみ収集効率の向上が図られました。

【補助金額】

- ・設置経費の1/2（上限90,000円）

事業名	件数	交付額計
ごみ集積所設置補助事業	11件	829,000円

(12) 資源ごみ回収報奨金交付事業

ごみの減量と資源に対する市民意識の高揚を図るため、資源ごみ回収を計画的に実施する団体に対し報奨金を交付しました。このことにより、資源の再生活用が促進し、ごみの減量と限りある資源に対する市民意識の高揚が図られました。

【報奨金額】

- ・団体の当該年度における資源ごみ売却代金の10%

事業名	件数	交付額計
資源ごみ回収報奨金交付事業	5件	8,737円

(13) 廃食油の回収

バイオ燃料としての活用により、ごみ減量化のほか地球温暖化や水質汚濁の防止等を目的に、市民、事業者、行政が協働して不要となった天ぷら油など廃食油を回収しています。令和3年度では、約18,869リットルの廃食油を回収、バイオディーゼル燃料に精製しボイラー等の軽油代替燃料として再生活用しました。



■廃食油回収量

(単位：リッル)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登米市		25,190	23,682	23,838	18,803	18,869
家庭	公共施設等	31施設	16,514	15,284	15,886	7,114
	大型店舗等	11店舗	1,692	1,794	1,706	0
	道の駅等	9店舗	3,054	3,122	3,214	0
公共	公民館等	22施設	3,930	3,482	3,032	11,689
事業者（はんとく苑との契約者）		58,980	59,808	61,898	0	0
合 計		84,170	83,490	85,736	18,803	18,869

※令和2年度より (家庭) 公共施設等 12施設
(公共) 給食センター 5施設

3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち（地球環境）

（1）グリーン購入の推進

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけではなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいいます。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が施行され、国の機関はグリーン購入に取り組むことが義務化されたほか、地方自治体は努力義務、事業者や国民にも一般的な責務があると定められています。

登米市では、平成19年度に「登米市グリーン購入調達方針」を策定し、これまで複数回の改定を経て、10分類74品目を購入調達品目として指定しており、環境を考慮し、必要性を考え、環境負荷ができるだけ少ない物品の調達を推進しています。

■令和3年度グリーン購入の調達状況

分類	目標値	製品購入量	グリーン製品購入量	調達率
紙類	90%	22,021,373 枚	19,524,425 枚	88.7%
		202 枚	202 枚	100.0%
		554,037 枚	364,780 枚	65.8%
		78,755 卷	78,583 卷	99.8%
文具類	80%	216,498 個	208,629 個	96.4%
オフィス家具類		67,985 脚	67,980 脚	100.0%
画像機器等		3,234 台	3,079 台	95.2%
電子計算機等		4,030 台	3,890 台	96.5%
オフィス機器		10,684 台	10,577 台	99.0%
家電製品		9 台	5 台	55.6%
エアコン類		52 台	52 台	100.0%
照明	原則調達	1,700 基	1,313 基	77.2%
自動車		9 台	8 台	88.9%

(2) 第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画

① 計画策定の背景と目的

ア 計画策定の背景

市では、地球規模の環境問題である地球温暖化対策として、本市から排出される温室効果ガスの削減に向けて、家庭・事業所・市が一体となって地球温暖化対策を総合的・計画的に進めるため、平成21年3月に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「登米市地球温暖化対策地域推進計画（H23～H27）」を策定しました。

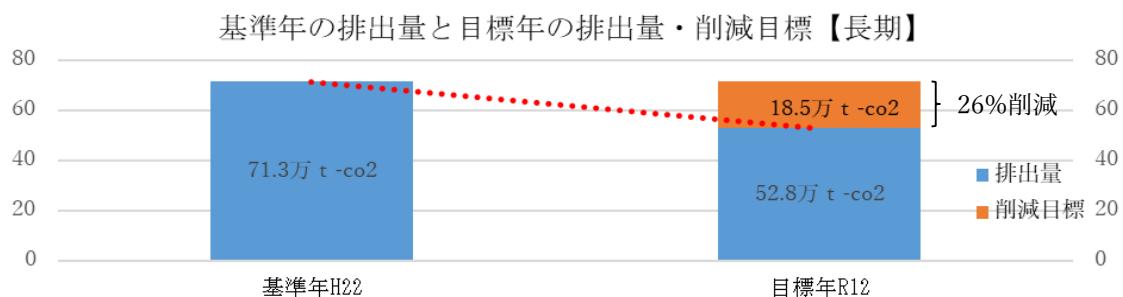
現在は、平成28年3月に改訂した「第二次登米市地球温暖化対策地域推進計画（H28～R7）」に基づき、計画に掲げる二酸化炭素削減目標の達成に向けた取組を推進しています。

イ 計画に掲げる目標（長期）

2015年（平成27年）11月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に先立ち、各国は新たな枠組みに対する約束草案を国連事務局に提出しました。

日本が提出した草案には、2030年（令和12年）までに2013年（平成25年）と比較して温室効果ガスを26%削減することが目標として掲げられています。

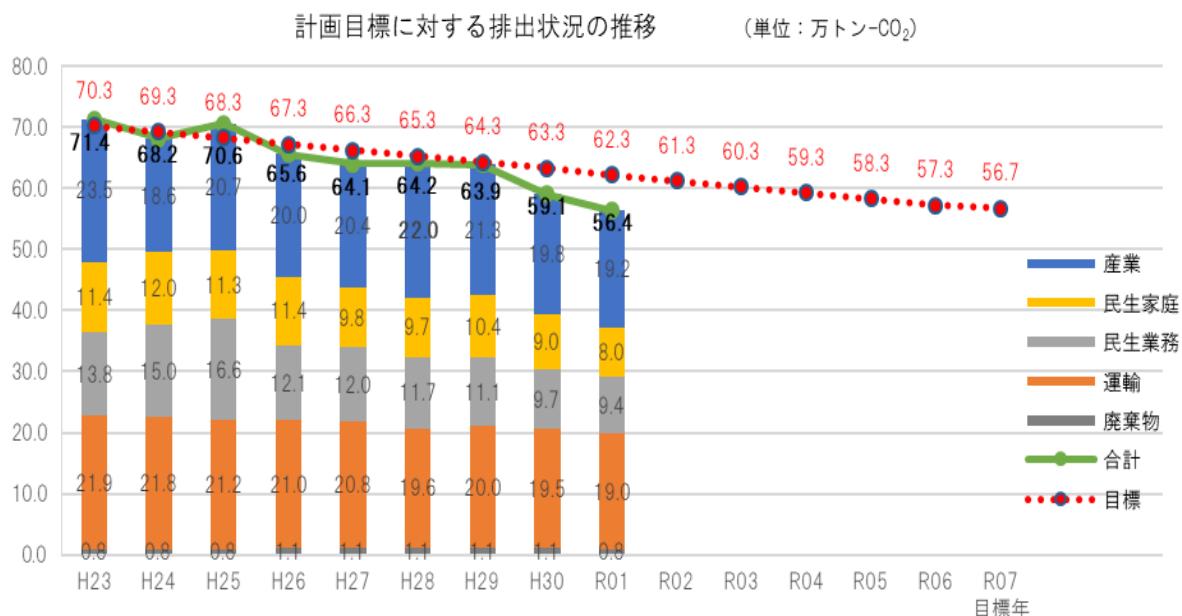
本市における地球温暖化対策の長期目標については、この世界的な目標に資するとの考え方のもと、平成22年度を基準年として、令和12年度までにその26%である18.5万t-CO₂を削減することとしています。



② 計画に掲げる目標（短期）と排出状況の推移

本計画の短期目標として、平成22年度を基準年として令和7年度までに14.6万t-CO₂を削減することとしています。

本市における年間の排出状況については、環境省の公表データを使用していますが、令和元年度が最新のものとなっており、56.4万トン-CO₂の排出で減少の傾向が見られます。なお、平成23年度から令和6年度までの目標値については、令和7年度までの目標値を年度で按分した参考値です。



環境省:「部門別CO₂排出量の現況推計」より

(3) 登米市地球温暖化対策率先実行計画

① 登米市地球温暖化対策率先実行計画とは

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、登米市役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出量を抑制するための措置を定め、実行し、公表するとともに、事業者や住民の温室効果ガスの排出量の抑制に対する意識を高め、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

令和3年度においては、令和3年3月に策定した「登米市地球温暖化率先実行計画（第5期）」に基づき、登米市役所が一事業者として率先して温室効果ガスの排出抑制を推進するため、事務・事業における環境配慮行動に努めました。

② 温室効果ガスの総排出量に関する目標

登米市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を、基準年（令和元年度）に比較して、令和3年度から令和7年度までに15.9%削減することを目標としています。

■温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の目標

基準年(令和元度) A	目標年度(令和7年度) B	削減量 (A-B) / A
27,640 t-CO2	23,247 t-CO2	15.9%



③ 令和3年度実績

ア 二酸化炭素排出量の削減状況

令和3年度の二酸化炭素排出量は、23,040t-CO2となり、基準年（令和元年度）に対して16.64%の削減となりました。令和3年度から登米市地球温暖化対策率先実行計画の第5期計画期間として、新たな排出係数を用いて二酸化炭素排出量を算出しており、削減率16.64%のうち、9.19%は、排出係数の変更による削減となっています。他の削減要因としては、令和2年度からの新クリーンセンター稼働により、電気使用量に係る二酸化炭素排出量において、基準年度に対して大幅な減少となっている他、令和3年度に実施した公共施設のLED化によるもの等が挙げられます。

項目	二酸化炭素排出量 (t-CO2)		増減 (t-CO2)	R元年度目標値に対する比率
	令和元年度	令和3年度		
電 気	21,757	17,400	△ 4,357	△ 20.03 %
プロパン	399	471	72	18.05 %
灯 油	1,601	1,726	125	7.81 %
重 油	2,696	2,662	△ 34	△ 1.26 %
ガソリン	304	246	△ 58	△ 19.08 %
軽 油	126	76	△ 50	△ 39.68 %
一般廃棄物の焼却	757	459	△ 298	△ 39.37 %
合 計	27,640	23,040	△ 4,600	△ 16.64 %

イ 二酸化炭素排出量の算定

各部署の使用量7項目（電気・プロパン・灯油・重油・ガソリン・軽油・一般廃棄物の焼却）について調査し、報告を基に集計しました。

【集計結果】

項目	単位	庁舎部門※1	市民利用系※2	学校等※3	合計
電 気	(kwh)	2,376,337.00	25,894,604.56	5,062,339.00	33,333,280.56
プロパンガス	(m3)	22,015.60	44,463.51	12,030.00	78,509.11
灯 油	(L)	37,570.00	328,076.32	327,660.59	693,306.91
重 油	(L)	141,130.00	785,406.00	56,000.00	982,536.00
ガソリン	(L)	100,047.98	709.92	5,176.56	105,934.46
軽 油	(L)	29,356.38	99.00	0.00	29,455.38
一般廃棄物の焼却※4	(t)	-	-	-	166.06

※1 「庁舎部門」の該当する施設は、各本庁・総合支所庁舎、消防本部、水道事業所等

※2 「市民利用系」の該当する施設は主に公民館、体育館及び保健センター等広く一般市民が利用する施設

※3 「学校等」の該当する施設は、小・中学校、保育所、幼稚園、学校給食センター及び児童館等

※4 「一般廃棄物の焼却」とは、一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量

上記で集計した使用量を基に、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定められている排出係数を用いて二酸化炭素排出量を算定しました。

二酸化炭素排出量を算定した結果、電気の使用による排出割合が75.52%と最も多く、次いでA重油が11.56%、灯油が7.49%となり、電気、A重油及び灯油によって二酸化炭素排出量の9割以上を占めています。

■令和3年度二酸化炭素排出実績

項目	排出量 (t-CO2)	割合
電 气	17,400	75.52%
プロパン	471	2.04%
灯 油	1,726	7.49%
重 油	2,662	11.56%
ガソリン	246	1.07%
軽 油	76	0.33%
一般廃棄物の焼却	459	1.99%
合 計	23,040	100.00%

(4) 登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業

登米市地球温暖化対策地域推進計画の目標である二酸化炭素排出の削減を実現するため、市民レベルでのクリーンエネルギーの普及を図ることとし、令和3年度は木質バイオマス燃焼機器及び太陽熱利用設備を設置する市民に対して設置費用の一部を補助しました。

【補助金額】

- ①木質バイオマス燃焼機器設置
(補助対象経費の1／3 (上限100,000円))

【設置件数及び二酸化炭素削減量等】

①木質バイオマス燃焼機器

	令和3年度
件数	8 件
二酸化炭素削減量	6.5 t -CO ₂

(石油ファンヒーターから木質バイオマス燃焼機器に交換した場合)

(5) みやぎ環境交付金事業

豊かな自然環境を守り、次世代に確かに引き継いでいくために、良好な環境の保全、創造に資する事業を行っています。

令和3年度は、公共施設等照明設備LED化事業、公用車へのPHV自動車導入事業、環境教育実践事業を実施しました

①公共施設等照明設備LED化事業

施設数	数量（灯）	数量（個）	二酸化炭素削減量
57施設	2,164灯	6,046個	675 t -CO ₂

②公用車へのPHV自動車導入事業

導入車両	数量（台）	二酸化炭素削減量
PHVプリウス (Sセーフティパッケージ)	1台	0.7 t -CO ₂

③環境教育実践事業

※4 (1) ④環境出前講座参照

4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）

（1）環境教育

現在の環境問題は、身近なごみの問題から地球温暖化や生物多様性の喪失などの地球規模での問題まで多岐にわたり、年々深刻さを増しています。

こうした環境問題を解決するためには、市民の環境保全に対する意識の向上や、環境保全活動の充実を図ることが重要であることから、市では環境分野で活動する専門家を講師とした各種研修会や体験学習などの環境教育活動に取り組んでいます。

また、本市は平成19年3月に宮城教育大学と環境教育に関する連携協力協定を締結しており、環境教育及び環境学習の充実や、環境教育に関する人材育成、指導方法などについて大学の協力を得ながら環境教育の推進を図っています。

① 登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターは、伊豆沼・内沼の生態系の中の「魚」をテーマとした環境教育施設です。

1階には大型水槽を含む24個の水槽があり、沼に生息する十数種類の淡水魚等を展示しているほか、2階の展示スペースには環境保全に関するパネルや伊豆沼・内沼の自然の写真、昔実際に使われていた漁具の展示などを行っています。

施設の屋根には太陽光発電パネルと、1階の展示スペースにはペレットストーブが2基設置されているなど、再生可能エネルギーを使用した自然に優しい施設になっています。



※R2・R3は新型コロナウイルス感染症予防対策のため臨時閉館あり



② 登米市クリーンセンター

環境事業所では、小学校の社会科授業の一環として行われるクリーンセンターの施設見学を受け入れています。令和3年度は、市内の小学校20校から526人が見学に訪れ、クリーンセンター職員が講師となり、家庭から出されたごみがクリーンセンターに集められた後どのように処理されているのか等について説明を受けました。

参加した児童は、自分たちのくらしを支えるごみ処理のしくみについて理解を深めるとともに、リサイクルによるごみの減量化の必要性について学びました。

■施設見学受入実績（令和3年度）

区分	学校数	見学者数
小学校	20校	526人



令和元年12月に稼働を開始した
新しいクリーンセンター

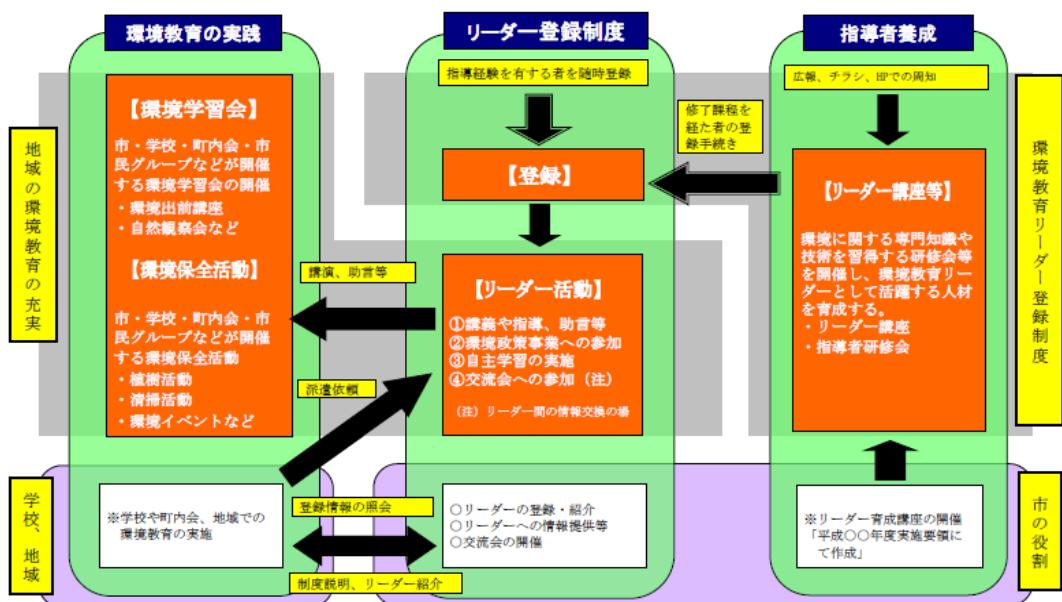
③ 環境教育リーダー育成講座（第9期）

平成21年度から環境教育及び環境保全活動の中核となる人材を育成するため、宮城教育大学と連携し、環境教育リーダー育成講座を開催しています。令和3年度は11月から12月まで4回開催し、延べ30人が受講しました。

また、登米市環境教育リーダー登録制度により、環境の専門性を生かした指導や環境活動の支援を進めました。令和3年度末における登録者数は、環境教育リーダー育成講座の修了者及び環境分野に関わる専門家や有識者など30名となっています。

	日 時	場 所	内 容	講 師
1	令和3年 11月26日（金） 10時から11時30分	南方総合支所 2階シアター ホール	開講式、オリエンテーション、 講義「登米市の水生生物について」	宮城教育大学 准教授 棟方 有宗 氏
2	12月 8日（水） 10時から11時30分	南方総合支所 2階シアター ホール	「登米市環境教育リーダー交流会」	各登米市環境教育リーダー
3	12月15日（水） 10時から11時30分	南方総合支所 2階シアター ホール	「地球温暖化を取り巻く動向について」	宮城県環境教育リーダー 千葉 智恵 氏
4	12月23日（木） 10時から11時30分	南方総合支所 2階シアター ホール	「これからの環境について」	宮城教育大学 准教授 棟方 有宗 氏

環境教育リーダー登録制度設置要綱 概念図



第1回「登米市の水生生物について」



第2回「登米市環境教育リーダー交流会」

④ 環境出前講座

市民の生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生といった環境問題への理解を深めるために、市内の各小中学校または地域団体等を対象に環境出前講座を開催しています。

令和3年度は、宮城教育大学教員のほか、登米市環境教育リーダーや自然保護団体の職員等を講師に計17回開催しました。

	開催日	対象者	テーマ	講 師	人数 (人)
1	6月30日	登米小学校 2年生	川に住む生き物さがし	宮城教育大学 棟方 有宗 氏	25
2	7月13日	米谷小学校 5年生	地球温暖化 何が起きる?何ができる?	仙台管区気象台 ト部 佑介 氏	27
3	7月19日	東郷小学校 5年生	地域の環境を守る人々	南方町水稻部会 日野 亘 氏	24
4	9月14日	米川小学校 3年生	川に住む生き物さがし	宮城教育大学 棟方 有宗 氏	16
5	10月13日	佐沼小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー 高橋 由紀子 氏 大槻 多恵子 氏 佐藤 直也 氏	122
6	10月20日	新田小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー ^一 高橋 由紀子 氏	22
7	10月21日	豊里小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー ^一 高橋 由紀子 氏 大槻 多恵子 氏	49
8	10月22日	米谷小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー ^一 佐藤 直也 氏	14
9	10月25日	登米小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー ^一 高橋 由紀子 氏 大槻 多恵子 氏	42
10	10月26日	宝江小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー ^一 佐藤 直也 氏	34
11	11月4日	上沼小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー ^一 高橋 由紀子 氏 大槻 多恵子 氏	18
12	11月8日	西郷小学校 1年生	秋をさがそう(自然観察会)	登米市環境教育リーダー ^一 佐藤 直也 氏	11
13	11月10日	米谷小学校 4年生	みんなの川を調べよう	宮城教育大学 棟方 有宗 氏	13
14	11月25日	米山東小学校 6年生	地球温暖化とわたしたちの暮らし	宮城県環境教育リーダー ^一 地球温暖化防止活動推進員 千葉 智恵 氏	33
15	11月29日	米川小学校 5、6年生	地球温暖化とわたしたちの暮らし	宮城県環境教育リーダー ^一 地球温暖化防止活動推進員 千葉 智恵 氏	23
16	11月30日	新田小学校 4年生	野鳥観察会	宮城県伊豆沼・内沼環境 保全財団 嶋田 哲郎 氏	22
17	1月13日	米谷小学校 6年生	地球温暖化とわたしたちの暮らし	宮城県環境教育リーダー ^一 地球温暖化防止活動推進員 千葉 智恵 氏	11
計					506

(2) 各地域における一斉清掃及びクリーンキャンペーン

① 一斉清掃

各地域の町内会等では、市民のボランティアにより定期的に一斉清掃を実施しています。市内の町域、行政区等単位で実施し、参加者については把握が困難ですが、年間延べ約1万人が参加していると見込まれます。

令和3年度の実施状況は以下のとおりです。

■各地区一斉清掃ごみ総重量

(単位: kg)

	迫町	登米町	東和町	中田町	豊里町	米山町	石越町	南方町	津山町	合計
可燃ごみ	17,480	2,190	390	1,500	3,610	1,520	440	610	680	28,420
不燃ごみ	1,830	370	160	460	250	260	10	340	430	4,110
埋立ごみ	1,900	0	0	0	5,190	3,910	430	0	0	11,430
合 計	21,210	2,560	550	1,960	9,050	5,690	880	950	1,110	43,960

② 伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン

伊豆沼・内沼は、ラムサール条約指定登録湿地として国際的に重要な湖沼となっています。

この貴重な湖沼環境を保全するため、伊豆沼・内沼周辺では、登米市サンクチュアリセンター及び宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター、サンクチュアリセンターつきだて館の3館を拠点として、毎年3月にクリーンキャンペーンを実施しています。

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震のため中止となりました。

【主催】 伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン実行委員会

(栗原市若柳自然保護協会、伊豆沼漁業協同組合、内沼観光物産協議会
迫川上流土地改良区、伊豆沼土地改良区、穴山土地改良区、新田北部土地改良区
宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリ友の会
宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団)

【共催】 登米市、栗原市

(3) 登米市環境市民会議

「登米市環境市民会議」は、地域の豊かな自然環境を回復し潤いのある生活環境づくりを進めため、第一次登米市環境基本計画の目指す将来像である「美しい水と緑のもとで野生動植物と共に共生できる社会」「環境と産業が共生した持続可能な社会」「二酸化炭素の少ない社会」の実現に向け平成21年3月に設立されました。

環境市民会議では、「地球温暖化対策・循環型社会形成部会」と「自然環境・生活環境の保全・創造部会」の2つの部会により、地球温暖化防止や自然環境の保全・創造、資源の循環、生活環境の改善などについて、市民一人ひとりが積極的に関わりをもち、全市的な取組を展開していくこととしています。

令和3年度の活動は、市民48名が参加し、クリーンアップ湖沼群として平筒沼の清掃活動を実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「人と野生動植物の共生を考えるつい」など計画していた事業の実施を見送りました。

【クリーンアップ湖沼群清掃活動】

第1回：令和3年9月18日(土) に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

第2回：令和4年3月12日(土) 平筒沼会場 午前8時30分から10時

令和4年3月21日(月) 長沼・長沼川会場は3月16日の地震のため中止しました。

	会 場	参加者	ごみ収集量		内容等
第2回	長沼会場		可燃	kg	不燃
	長沼川会場		可燃	kg	不燃
	平筒沼会場	48人	45 kg	25 kg	沼周辺及び遊歩道のごみ拾い
	計	48人	45 kg	25 kg	可燃・不燃計 70 kg

5 普及啓発

(1) 登米市環境キャラクター

登米市環境キャラクター「トメル君・オトメちゃん」は、環境保全活動のシンボルとして様々な場面で登場しています。

このキャラクターは、マイバッグやクールビズ用ポロシャツ、リサイクルグッズなどのエコ商品にプリントしたり、環境に配慮して生産された食品の包装デザインに使用したりするなど、環境保全に結びつくものであれば市民や市内の事業者の方であれば営利・非営利を問わずどなたでも使用できます。

あなたもこの環境キャラクターを使って、環境保全の輪を広げ、環境にやさしい商品をアピールしてみませんか。

キャラクターの使用にあたっては所定の手続きが必要となりますので、市民生活部環境課までご連絡ください。

登米市環境キャラクター



トメル君

オトメちゃん

■登米市環境キャラクターとは？

登米市の環境保全活動のシンボルです。

市民の皆さんに、親しみを持って環境保全活動に取り組んでいただくために、平成19年3月に定めました。

■名前はどんな意味？

「登米市から地球温暖化を止めて、環境と産業の共生した富めるまちづくりを進めよう。」という思いを込めて、「トメル君」と「オトメちゃん」という名前をつけました。

■何をイメージしているの？

「トメル君」は緑豊かな樹木、「オトメちゃん」は清らかな水をイメージしています。

このデザインには、みんなの努力で地球の温暖化が止まり、登米市の美しい水と緑が守られることによって、笑顔のあふれる住みやすい登米市がいつまでも続くようにとの願いが込められています。



令和3年度登米市環境報告書

(登米市環境基本計画年次報告書)

～ あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ ～

【発行】登米市市民生活部環境課

〒987-0446 宮城県登米市南方町新高石浦130

TEL0220-58-5553 FAX0220-58-3345

e-mail kankyo@city.tome.miagi.jp